

「農業支援外国人適正受入サポート事業」情報 No1

労働者派遣の仕組み

第1回目は、労働者派遣の基本的な仕組み等について説明します。まず、労働者派遣にかかわる三者の関係を整理しましょう。

- 派遣労働者（労働者派遣に従事して働く労働者）
- 派遣業者（派遣労働者を雇用して派遣事業を行う会社＝派遣元）
- 派遣先（派遣労働者を受け入れる会社）

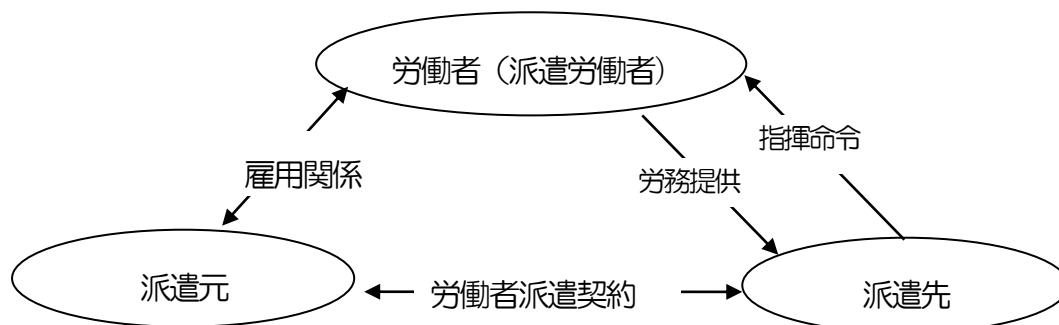
労働者を直接雇用する事業主は、自ら雇用する労働者を指揮命令して働かせていますが、労働者派遣では、派遣業者は自ら雇用する労働者を他社（派遣先）に派遣し、派遣労働者は派遣先の指揮命令の下に働くことになります。

このように、派遣労働者と派遣業者との間には雇用関係があり、派遣労働者と派遣先との間には指揮命令関係があるという、雇用関係と指揮命令関係が分離することが労働者派遣の大きな特徴です。

もともと職業安定法により労働者派遣は禁止されていました。これは、強制労働や賃金ピンハネ（中間搾取）の恐れがあるためです。しかし、違法と知りながら「業務処理請負業」と称して労働者派遣を行っている業者は古くからあり、徐々に法律を整理する必要性が高まる中、失業者の就業機会を増やす役割への期待等もあり、1985年に労働者派遣法が制定されました。この労働者派遣法によって労働者派遣契約は、従来の業務請負契約と明確に区別されることになりました。

業務請負では、請負労働者は自身が雇用関係を結ぶ企業（請負業者）と注文主の企業との間で締結した請負契約にもとづいて労働を提供します。そのため、労働者の指揮命令権は注文主の企業ではなく、あくまでも請負業者にあると定義されています。

一方、労働者派遣では、派遣業者と派遣先の企業が派遣契約を結び、派遣業者と派遣労働者が雇用関係を結び、派遣先の企業と派遣労働者が使用関係を結ぶという、いわば三角形の関係にあり、労働者の指揮命令権は派遣先の企業に認められています。



※派遣労働者は、派遣先の従業員としての地位は一切持たず、派遣先企業の一員とはならない。

2019年1月発行

〔発行所：一般社団法人全国農業会議所／執筆：特定社会保険労務士 入来院 重宏〕